学校教育課長

令和3年度冬季休業中における児童生徒の安全確保について (通知)

みだしのことについて、貴所属職員へ周知の上、児童・生徒並びに保護者等へ下記の通り、注意喚起を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 交通安全について
  - (1) 交通規則の周知徹底について
    - ① 交通ルールを守る(信号無視をしない・させない指導、横断歩道を渡る)。
    - ② 交通事故に巻き込まれないように、道路を横断する際の左右の安全確認を確実に行う。
    - ③ 冬季休業中の授業、部活動及び生徒会活動等への登下校時の安全指導を行う。
  - (2) 自転車の乗り方について
    - ① 乗車する自転車の安全点検(ブレーキ、ライト、車輪、ハンドル等)を行う。
    - ② 交通規則に従った安全な自転車の運転指導を行う。
    - ③ 児童・生徒へのヘルメット着用努力義務を推進する。
- 2 運動部活動(スポーツ少年団含む)中の事故防止について
  - (1) 練習前の時間帯については子どもたちだけの状況をつくらないようにする。
  - (2) 練習後も速やかに帰宅するように指導し、特に低学年については保護者に迎えに来てもらう等の協力を依頼する。
- 3 水難事故防止について
  - (1) 海、川、ため池等へ友達同士だけで行かない(保護者や大人と一緒に行くこと)。
  - (2) 立ち入り禁止区域や危険な場所へは行かない。
  - (3) 出かける際は、保護者に行き先を伝え、一人で行動しない。
- 4 自然災害等について
  - (1) 災害発生時には、自分自身の判断で身を守り、迅速に避難できるよう指導の徹底を図る。
  - (2) 津波警報発表時には、直ちに海岸や川から離れ、急いで高台など安全な場所に避難する。
  - (3) 落雷や竜巻注意情報に注意し、その際は外出を控える。竜巻が発生した際の注意として、屋外では、頑丈な建物に避難する。屋内では、窓や雨戸を閉め、地下や窓のない部屋へ移動し、ドアから離れる。会場では、直ちに陸に上がり避難する。

## 5 不審者関連について

- (1) 外出の際には、どこへ、誰と、帰宅時間を確認するよう保護者へ徹底し協力を図る。
- (2) 暗くなる前に帰宅する。
- (3) 子どもだけで遠出をしない(映画館、ショッピングモール等)。
- (4)「危機管理マニュアル(平成25年度版)」に記載されている、「いかのおすし」や「児童生徒等の 安全5項目」等を活用し、不審者関連の事件・事故防止に努める。

## 6 その他

- (1) 感染症対として
  - ① 「3つの密(密閉・密集・密接)」、「人との間隔が十分とれない場合のマスク着用」及び「手 洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を継続していく。
  - ② 不要不急の外出を避ける。
  - ③ 児童生徒においては、自身や家族の健康状態のチェックを継続して行っていく。
  - ④ 学校へ登校・来校する場合、児童生徒または、同居家族に風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)で気になることがあるときや、本人又は同居家族が濃厚接触者の場合は、登校を控える。
- (2) 危険な場所に近づかない
  - ① 草むらや岩場などに近づかない (ハブ咬傷の注意喚起)。
  - ② 土砂災害警戒地域、地すべり跡には、近づかない。

<本件のお問い合わせ> 那覇市教育委員会 学校教育課 TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522